

常勤看護職員等配置加算・看護職員配置加算に関する届出書
(兼 福祉型強化短期入所サービス費の算定に関する届出書)

令和 3 年 4 月 15 日 提出

事業所・施設の名称	丸八作業所		加算算定対象のサービス単位の名称(※)		
サービスの種類 算定する加算の区分 (該当の番号に○)	① 生活介護	①-1 常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)			
		1-2 常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)			
		1-3 常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)			
	2 短期入所	常勤看護職員等配置加算			
	施設類型	1 福祉型 2 福祉型強化			
	3 生活訓練	看護職員配置加算(Ⅰ)			
4 宿泊型自立訓練	看護職員配置加算(Ⅱ)				
5 共同生活援助	看護職員配置加算				
異動区分 (該当の番号に○)	① 新規		2 継続	3 変更	
適用年月日	令和 3 年 4 月 1 日				
前月15日までの届け出により翌月から算定可能(4月適用のみ期限に例外あり)					
看護職員の配置状況 (常勤換算) ↓ 福祉型強化短期入所は常勤で1人以上	保健師	人		加算区分 1-3 ⇒ 合計3人以上 1-2 ⇒ 合計2人以上 1-1 2 3 4 } ⇒ 合計1人以上	① 該当 ・ 非該当
	看護師	1.0 人			
	准看護師	人			
看護職員の必要数 (共同生活援助のみ)	前年度の平均利用者数	人		加算区分 ↓ 5 ⇒ 合計1人以上かつ左の必要数以上	該当 ・ 非該当
	利用者数を20で除した数(必要数)	人			
添付書類	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙2-2)及び組織体制図(参考様式15) 看護職員の資格を証する書類の写し				

※ 生活介護に係る加算を算定する事業所において、複数のサービス単位を設定している場合、加算を算定するサービス単位ごとに本書を作成すること。

なお、加算の算定にあたっては、サービス単位の利用定員に応じて算定するものとする。

※ 共同生活援助における届出に係る看護職員は、指定障害福祉サービス基準に規定されている常勤換算方法により配置が定められた員数の従業者に^{加えて}配置されている者に限る。

※ 前年度に当該加算を算定しており、新年度も引き続き算定するものとしてこの届出書を提出する場合(共同生活援助の場合は必須)には、「異動区分」欄において「2 継続」に○を付すこと。